

公益社団法人厚木市シルバー人材センター委員等の費用に関する規程

(平成24年4月1日 規程第18号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人厚木市シルバー人材センターの規程等によって委嘱及び選任された委員等（以下「委員等」という。）に対する費用の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 委員等の費用の額は、日額 3,500 円とする。ただし、研修等で旅行する場合には、支給しないものとする。

2 委員等が理事長の求めにより市外へ旅行した場合には、センター旅費に関する規程により旅費を支給する。

(支給日)

第3条 委員等の費用の支給日は、原則としてその月の1日から末日までを翌月の20日までに支給する。

(支給方法)

第4条 費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。